

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月1日 14時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市石巻漁港 石巻漁港東防波堤灯台から真方位317°420m付近 (概位 北緯38°24.7′ 東経141°20.2′)
事故の概要	漁船第六十三惣寶丸は、着岸作業中、係留中の漁船第三十一日東丸に衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十一日東丸、325トン 141813、日東水産株式会社 B 漁船 第六十三惣寶丸、279トン 141367、株式会社福島漁業
乗組員等に関する情報	B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板及び搭載艇に凹損 B 球状船首に凹損、船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長ほか21人が乗り組み、石巻漁港の岸壁に右舷着けて係留中、B船が衝突した。 B 船は、船長Bほか21人が乗り組み、石巻漁港に入航中、A船の船首方となる岸壁に右舷着けすることとし、船長Bが舵、可変ピッチプロペラ（以下「CPP」という。）の翼角及び機関の制御を右舷ウイングで行いながら同岸壁に接近した。 B 船では、離着岸時、操船場所を操舵室から右舷ウイングに移動するに当たり、事前に操舵室内のコンソールにある操縦場所スイッチを操舵室からウイングに、また、操縦切替えスイッチを「コンビ」（機関の回転及びCPPの翼角が連動する）から、「単独」（機関の回転及びCPPの翼角をそれぞれ操作する）にそれぞれ切り替えていた。 B 船は、前進惰力で岸壁に接近中、船長Bが、ふだんどおりCPPの翼角を維持した状態で機関の回転数を上げようと思い、機関の操縦レバーを操作したところ、急に増速した。 B 船は、船長Bが、「単独」としていたつもりの操縦切替えスイッチが「コンビ」になっていたので、操舵室で同スイッチを「単独」に切り替え、CPPの翼角を後進とし、舵及びバウスラストで左回頭し

	<p>ようとしたものの、A船に衝突した。</p>
分析	<p>A船は、係留中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、着岸作業中、船長Bが、操縦切替えスイッチを「単独」に切り替えたつもりが「コンビ」となっており、機関の操縦レバーを操作して回転数を上げるようにしたところ、CPPの翼角も連動し、急に増速したことから、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が着岸作業中、船長Bが、操縦切替えスイッチを「単独」に切り替えたつもりが「コンビ」となっており、機関の操縦レバーを操作して回転数を上げるようにしたところ、CPPの翼角も連動し、急に増速したため、A船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器類の操縦権の切替えを行う際は、操作前後の各スイッチの状況を目視で確認すること。 ・ 操作時には指差呼称を行うことが望ましい。